

令和7年12月24日
内閣府公益法人行政担当室

公益社団法人日本青伸会に対する勧告について

目 次

勧告の概要	1
行政庁から法人に対する勧告書	2
公益認定等委員会から行政庁に対する勧告書	11
公益法人の監督措置に係る手続の流れ	14



内閣府

令和7年12月24日
内閣府公益法人行政担当室

公益社団法人日本青伸会に対する勧告について

公益社団法人日本青伸会に対して、内閣府公益認定等委員会が行った立入検査等により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）に基づく届出等の義務違反の状態が継続していることが明らかになったこと等から、行政庁（内閣総理大臣）は、本日付で、同法人に対し、認定法第28条第1項の規定による勧告を行いましたので、公表します。

この勧告は、内閣府公益認定等委員会から行政庁（内閣総理大臣）に対して行われた認定法第46条第1項の規定による勧告に基づき行政庁（内閣総理大臣）が行うものです。

（法人の概要）

法人設立 昭和51年1月設立（平成24年4月公益社団法人に移行）
役員 理事4人、監事2人（令和7年2月現在）
事業概要 青少年の健全な育成を目的とする事業
年間事業費 令和5年度：約3千万円
※正会員からの会費収入及び事業収益を財源に活動

（勧告の概要）

以下の措置を講ずること。

- （1）役員の変更（未届分）について、認定法第13条第1項の規定に基づいて速やかに（遅くとも令和8年1月30日までに。以下同じ。）行政庁に届け出ること。
- （2）認定法第21条の規定に基づき、事務所に必要な書類を速やかに全て備え置き、閲覧請求に対応可能な状態にした上で、その旨を行政庁に報告すること。
- （3）認定法第22条第1項の規定に基づき、令和6年度の財産目録等（事業報告、計算書類等を含む。）を速やかに行政庁に提出すること。
- （4）認定法違反の状態が生じた原因分析（法人のガバナンス上の課題の明確化を含む。）及びこれを踏まえた実効性のある再発防止策を令和8年1月30日までに提出すること。

【本件問合せ先】

内閣府公益法人行政担当室

森田、加藤

TEL：5403-9520（直通）

【公印・契印（省略）】

府益担第650号
令和7年12月24日

公益社団法人日本青伸会
代表者 大野 寛文 殿

内閣総理大臣
高市 早苗

勧告書

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第28条第1項の規定に基づき、下記の措置をとるよう勧告します。

記

1 勧告年月日
令和7年12月24日

2 勧告の内容

貴法人は、以下の措置を講ずること。

- (1) 貴法人における次の役員の変更について、認定法第13条第1項の規定に基づいて速やかに行政庁に届け出ること。
 - ① 令和3年7月2日に登記したもの
 - ② 令和4年7月8日に登記したもの
 - ③ 令和6年12月2日に登記したもの
- (2) 認定法第21条の規定に基づき、事務所に必要な書類を速やかに全て備え置き、閲覧請求に対応可能な状態にした上で、その旨を行政庁に報告すること。
- (3) 認定法第22条第1項の規定に基づき、理事会や社員総会の決議等、適正な手続を経て作成した、令和6年度（令和7年3月31日に終了した貴法人の事業年度をいう。）の財産目録等を速やかに行政庁に提出すること。
- (4) (1)から(3)までについて、遅くとも令和8年1月30日までに、行政庁に届出、報告及び提出を行うこと。

また、認定法第13条第1項、第21条及び第22条第1項に違反する状態が生じた原因分析（貴法人のガバナンス上の課題の明確化を含む。）及びこれを踏まえた実効性のある再発防止策について、令和8年1月30日までに行政庁

に書面で提出すること。

3 理由

公益認定等委員会から内閣総理大臣宛て「勧告書」（令和7年12月24日付け府益第371号）の3に記載のとおり、貴法人において認定法第13条第1項、第21条及び第22条第1項について、法令違反の状態が継続していること、また、認定法第5条第2号に掲げる技術的能力を有しているか疑わしいことにより、認定法第29条第2項第1号及び第2号に該当すると疑うに足りる相当な理由があるため。

4 是正又は改善措置等の報告

上記勧告に係る措置を講じ、その内容（上記2（2）の「報告」及び同（4）の「書面」を含む。）を別添報告様式により内閣府公益法人行政担当室に報告すること。

なお、正当な理由なく、この勧告に係る措置をとらなかったときは、認定法第28条第3項により、勧告に係る措置をとるべき旨の命令を発出することができます。

5 報告期限

上記2（4）に記載の期限

6 報告方法

書面により報告すること。

以 上

【参考1】公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)
(抄)

(公益認定の基準)

第5条 行政庁は、前条の認定（以下「公益認定」という。）の申請をした一般社団法人又は一般財団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるとときは、当該法人について公益認定をするものとする。

一 (略)

二 公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

三～二十一 (略)

(変更の届出)

第13条 公益法人は、次に掲げる変更（合併に伴うものを除く。）があったときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

一 名称又は代表者の氏名の変更

二 収益事業等の内容の変更

三 第11条第1項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更

四 定款の変更（第11条第1項各号に掲げる変更及び前3号に掲げる変更に係るものを除く。）

五 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項の変更

2 (略)

(財産目録の備置き及び閲覧等)

第21条 公益法人は、毎事業年度開始の日の前日までに（公益認定を受けた日の属する事業年度にあっては、当該公益認定を受けた後遅滞なく）、内閣府令で定めるところにより、当該事業年度の事業計画書、収支予算書その他の内閣府令で定める書類を作成し、当該事業年度の末日までの間、当該書類をその主たる事務所に、その写しをその従たる事務所に備え置かなければならない。

2 公益法人は、毎事業年度経過後3月以内に（公益認定を受けた日の属する事業年度にあっては、当該公益認定を受けた後遅滞なく）、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、当該書類を5年間その主たる事務所に、その写しを3年間その従たる事務所に備え置かなければならない。

一 財産目録

二 役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。以下同じ。）

三 第5条第14号に規定する報酬等の支給の基準を記載した書類

四 前3号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類

3 第1項に規定する書類及び前項各号に掲げる書類は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつ

て、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。) をもって作成することができる。

4 公益法人は、一般社団・財団法人法第123条第2項（一般社団・財団法人法第199条において準用する場合を含む。）の規定により作成する事業報告に、各事業年度における公益目的事業の実施状況、公益法人の運営体制その他の公益法人の適正な運営を確保するために必要なものとして内閣府令で定める事項を記載しなければならない。

5 何人も、公益法人の業務時間内は、いつでも、第1項に規定する書類、第2項各号に掲げる書類、定款、社員名簿及び一般社団・財団法人法第129条第1項（一般社団・財団法人法第199条において準用する場合を含む。）に規定する計算書類等（以下「財産目録等」という。）について、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該公益法人は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 財産目録等が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

二 財産目録等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

6 前項の規定にかかわらず、公益法人は、役員等名簿又は社員名簿について当該公益法人の社員又は評議員以外の者から同項の請求があった場合には、これらに記載され又は記録された事項中、個人の住所に係る記載又は記録の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

7 財産目録等が電磁的記録をもって作成されている場合であって、その従たる事務所における第5項第2号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として内閣府令で定めるものをとっている公益法人についての第1項及び第2項の規定の適用については、第1項中「その主たる事務所に、その写しをその従たる事務所」とあるのは「その主たる事務所」と、第2項中「その主たる事務所に、その写しを3年間その従たる事務所」とあるのは「その主たる事務所」とする。

（財産目録等の提出等）

第22条 公益法人は、財産目録等（定款を除く。）について、前条第1項に規定する書類にあっては毎事業年度開始の日の前日までに（公益認定を受けた日の属する事業年度にあっては、当該公益認定を受けた後遅滞なく）、その他の書類にあっては毎事業年度の経過後3月以内に（公益認定を受けた日の属する事業年度にあっては、同条第2項各号に掲げる書類及び社員名簿を当該公益認定を受けた後遅滞なく）、内閣府令で定めるところにより、行政庁に提出しなければならない。

2 (略)

（勧告、命令等）

第28条 行政庁は、公益法人について、次条第2項各号のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該公益法人に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 行政庁は、前項の勧告をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その勧告の内容を公表しなければならない。

3 行政庁は、第1項の勧告を受けた公益法人が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該公益法人に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4・5 (略)

(公益認定の取消し)

第29条 行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消さなければならない。

一 第6条各号（第2号を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。

二 偽りその他不正の手段により公益認定、第11条第1項の変更の認定又は第25条第1項の認可を受けたとき。

三 正当な理由がなく、前条第3項の規定による命令に従わないとき。

四 公益法人から公益認定の取消しの申請があったとき。

2 行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消すことができる。

一 第5条各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなったとき。

二 前節の規定を遵守していないとき。

三 前2号のほか、法令又は法令に基づく行政機関の处分に違反したとき。

3～7 (略)

【参考2】公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）（抄）

（変更の届出）

第13条 法第13条第1項の規定による変更の届出をしようとする公益法人は、様式第3号により作成した届出書を行政庁に提出しなければならない。

2 法第13条第1項第5号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 理事等（代表者を除く。）又は会計監査人の氏名若しくは名称
- 二 法第5条第14号に規定する報酬等の支給の基準
- 三 法第6条第4号に規定する許認可等

3 (略)

（事業年度開始前までに作成し備え置くべき書類）

第45条 法第21条第1項の内閣府令で定める書類は、当該事業年度に係る次に掲げる書類とする。

- 一 事業計画書
- 二 収支予算書
- 三 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
- 四 当該事業年度開始の日における法第7条第1項第3号及び第4号に掲げる事項を記載した書類

（事業年度経過後3月以内に作成し備え置くべき書類）

第46条 法第21条第2項第4号の内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 キャッシュ・フロー計算書（作成している場合又は法第5条第13号の規定により会計監査人を設置しなければならない場合に限る。）
- 二 次に掲げる運営組織に関する重要な事項について記載した書類
 - イ 社員その他の構成員（公益社団法人に限る。）の数その他の状況
 - ロ 評議員（公益財団法人に限る。）、理事及び監事の数その他の状況
 - ハ 理事等の当該事業年度に係る役員報酬、賞与その他の職務遂行の対価（当該理事等が当該公益法人の職員を兼ねている場合における当該職員の報酬、賞与その他の職務遂行の対価を含む。）として公益法人から受ける財産上の利益の合計額が2000万円を超える者が存する場合には当該額及びその必要の理由
- 三 会計監査人の有無及び設置している場合にあってはその氏名又は名称
 - ホ 職員の数その他の状況
 - ヘ 社員総会、評議員会及び理事会の開催年月日及び主な決議事項等
 - ト 情報開示の適正性及び経理的基礎を担保する状況
 - チ 事業・組織の体系（複数の事業又は組織がある場合に限る。）
- 三 次に掲げる事業活動に関する重要な事項について記載した書類
 - イ 寄附を受けた財産の額
 - ロ 金融資産の運用収入の額

- ハ 資産、負債及び期末純資産の額
 - ニ 他の団体の意思決定に関与することができる株式その他の第6条で定める財産についての保有の有無
 - ホ 関連当事者との取引に関する事項及びその明細
 - ヘ 海外への送金の有無及びそれに関するリスクの軽減策の有無
- 四～十一 (略)
- 2 前項各号に掲げる書類は、公益認定を受けた後遅滞なく法第21条第2項各号に掲げる書類を作成する場合にあっては、作成を要しない。
 - 3 第1項第3号ホに掲げる事項及び第4号から第11号までに掲げる書類については、一般社団・財団法人法第129条第1項（一般社団・財団法人法第199条において準用する場合を含む。）に規定する計算書類等に記載されている場合又は該当するものがない場合にあっては、作成を要しない。
- (備置き等すべき財産目録及びキャッシュ・フロー計算書)
- 第51条 法第21条第2項第1号に掲げる財産目録及び第46条第1項第1号に掲げるキャッシュ・フロー計算書は、定時社員総会又は定時評議員会（一般社団・財団法人法第127条の規定（一般社団・財団法人法第199条において準用する場合を含む。）の適用がある場合にあっては、理事会）の承認を受けなければならない。
- 2 一般社団・財団法人法第124条から第127条まで（これらの規定を一般社団・財団法人法第199条において準用する場合を含む。）及び一般社団・財団法人法施行規則第35条から第48条までの規定（これらの規定を一般社団・財団法人法施行規則第64条において準用する場合を含む。）は、公益法人が前項の財産目録及びキャッシュ・フロー計算書に係る同項の承認を受けるための手続について準用する。

＜本件担当者＞（照会先、報告を書面により提出する際の送付・連絡先）
内閣府公益法人行政担当室
〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37 森ビル12階

(別添報告様式)

法人コード	
法人名	

[法人文書番号]
令和 年 月 日

行政庁の長 氏名 殿

法人の名称
代表者の職・氏名

勧告に係る措置状況報告書

令和 年 月 日 (文書番号) をもって勧告を受けた事項について、別紙のとおり措置を講じましたので、報告します。

担当者	
氏名	
電話番号	
電子メールアドレス	

(別紙)

法人コード	
法人名	

勧告に係る措置状況

(勧告事項)

(勧告事項に係る措置状況)

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番としてください。
- 2 各項目の報告内容は、具体的に記載してください。
- 3 報告内容を補足する資料等を別に添付しても差し支えありません。

【公印・契印（省略）】

府益第371号
令和7年12月24日

内閣総理大臣
高市 早苗 殿

公益認定等委員会
委員長 清水 新一郎

勧告書

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第46条第1項の規定に基づき、下記の措置をとるよう勧告します。

記

1 措置の対象となる法人

- （1）法人コード：A012637
- （2）法人の名称：公益社団法人日本青伸会
- （3）代表者の氏名：大野 寛文
- （4）主たる事務所の所在場所：東京都千代田区西神田二丁目3番2号

2 勧告の内容

公益社団法人日本青伸会（以下「当該法人」という。）については、下記3に記載するとおり、認定法第29条第2項第1号及び第2号に該当すると疑うに足りる相当な理由が認められることから、当該法人に対し、以下の措置を講ずるよう、認定法第28条第1項の規定による勧告をすること。

（必要な措置）

当該法人は、以下の措置を講ずること。

- （1）当該法人における次の役員の変更について、認定法第13条第1項の規定に基づいて速やかに行政庁に届け出ること。

- ① 令和3年7月2日に登記したもの
 - ② 令和4年7月8日に登記したもの
 - ③ 令和6年12月2日に登記したもの
- (2) 認定法第21条の規定に基づき、事務所に必要な書類を速やかに全て備え置き、閲覧請求に対応可能な状態にした上で、その旨を行政庁に報告すること。
- (3) 認定法第22条第1項の規定に基づき、理事会や社員総会の決議等、適正な手続を経て作成した、令和6年度（令和7年3月31日に終了する当該法人の事業年度をいう。以下同じ。）の財産目録等を速やかに行政庁に提出すること。
- (4) (1)から(3)までについて、遅くとも令和8年1月30日までに、行政庁に届出、報告及び提出を行うこと。

また、認定法第13条第1項、第21条及び第22条第1項に違反する状態が生じた原因分析（当該法人のガバナンス上の課題の明確化を含む。）及びこれを踏まえた実効性のある再発防止策について、令和8年1月30日までに行政庁に書面で提出すること。

3 理由

当委員会において、認定法第46条第1項の規定に基づき、当該法人が認定法第29条第2項第1号及び第2号に該当するかについて審査したところ、以下の事実等が認められた。

- (1) 2(1)について、当委員会は、当該法人に認定法第13条第1項に規定する変更の届出をしていないことの説明を求める（「貴法人の運営組織及び事業活動の状況に関する報告書の提出について（報告要求）」（令和7年6月16日付け府益第212号。以下「6月報告要求」という。）1(1)）など義務履行を求めたところ、当該法人からは、直近の令和7年2月12日に登記された役員の変更に係る届出のみがなされた。しかしながら、当該変更の前に上記2(1)①から③までに記載する役員の変更が登記上表示されているにもかかわらず、これらの変更に係る届出がなされていないことから、同項に違反している。
- (2) 2(2)について、当委員会が当該法人に対し令和7年2月25日に実施した立入検査において、当該法人は当委員会事務局職員に必要な書類の存在を提示することができず、認定法第21条に基づき公益法人に義務付けられている財産目録等の備置き及び閲覧請求への対応ができていないことが確認された。このような事象が生じた理由及び再発防止策の具体的かつ詳細な説明を求めた6月報告要求に対する報告も抽象的な内容にとどまっており、同条違反の状態が継続している。
- (3) 2(3)について、認定法第22条第1項の規定に基づき当該法人が提出すべき令和6年度の財産目録等は、令和7年6月30日が提出期限であったとこ

ろ、提出がなされないまま期限を超過し、当委員会事務局が同年9月2日に行った督促後も未提出であり、同項に違反している。

以上の事実のとおり、当該法人は、公益法人として適正な運営を行う上で当然遵守すべき規律である、認定法第13条第1項の規定に基づく役員変更の届出、認定法第21条の規定に基づく財産目録の備置き及び閲覧請求への対応の実施並びに認定法第22条第1項の規定に基づく財産目録等の行政庁への提出について、法令違反状態が継続している状態にあると認められる。また、当該状態について、報告要求や督促を受けても速やかに改善処置をとらないことから、当該法人が、公益認定の基準として求められている法人運営を行うのに必要な技術的能力(認定法第5条第2号)を有しているか疑わしい状況にあると認められる。

以上のことから、認定法第29条第2項第1号及び第2号に該当すると疑うに足りる相当な理由があるものとして、当該法人に対して、認定法第28条第1項の規定に基づき、上記2に掲げる必要な措置をとるべき旨を勧告することが適当である。

以上

公益法人の監督措置に係る手続の流れ

